

特集号 ≪町農業振興協議会答申に基く 新農業法人（株式会社）設立の問題点≫

町は、社口原の農業継続及び高齢化にともなう町農業の振興策を検討するため、令和4年8月に「池田町振興協議会」を立ち上げました。昨年の12月4日、協議会の最終答申が町に提出され、そのなかで農業担い手組織として新農業法人をこの2月に設立するとしました。町は昨年末に町長名で新法人への出資を求める文書を全戸配布しました。このような町の急激な動きに、農業者の方や町民団体から、町民に十分な説明がないままの新法人設立に対して、町に慎重な対応を求める陳情書と同趣旨の要望書が出されました。1月23日に開催された議会全員協議会において、町はこの2月～3月に新法人の設立総会を行い、次の措置をとるとしました。

- ①2月議会の初日（2月9日）に、「町が新法人に300万円を出資する補正予算案」を上程し、採決する。
- ②2月3日に「社口原農地に関する説明会」を滝沢集落センター、坂下公民館で行う。
- ③2月5日に「農業者への説明会」を交流センター（午後3時）で行う。

町が新法人に300万円（新法人出資額の約30%）に出資することは、新法人に町が大きく係わることになり、町財政にも影響を及ぼす可能性があります。最終答申の概要と新法人設立に関し、考えられる問題点について述べさせていただきます。

1. 町農業振興協議会最終答申の概要

- ①新法人は令和18年までに、水稻150ha、ブドウ・リンゴ・モモ・アスパラガスを各2ha、タマネギ 4ha ミニトマト 0.4ha、ナタネ・ヒマワリ各1.3haを耕作し、ナタネ・ヒマワリの搾油加工を行う。
- ②新法人の形態は株式会社、出資金（予定）は総計1,000万円（町300万円、JA300万円、出資者400万円）
社員構成：専門社員3～4名（代表1名、町職員1名、栽培技術1～2名、常勤社員 2～16名（人件費 500万円・人/年）、臨時雇用 最大15人（賃金1,000円～1,500/時間）
- ③滝沢地区山麓の南にある社口原（面積5.6ha）では、上段部（東、山側、土砂災害警戒区域）にオートキャンプ場、体験施設（搾油など）を設置。中段で食用ブドウ2ha（シャインマスカットなど）、ナタネ・ヒマワリ（各1.3ha）を栽培。ヤギを放牧し、下段部にオーガニックエコファームを設置。ブドウ苗木は今年4月に20本、来年4月に200本（2ha分）定植する。

- ④令和18年の法人収支（予定）は表のとおり。
新法人は令和18年までの機械導入などの借入金総額を4億283万円とし、返済額は1億6,234万円を予定。差額の2億4,049万円は令和19年以降の返済を予定。

令和18年度の法人収支			
販売総額	人件費	経費総額	純利益
3億9,463	1億1834	2億693	4,264

2. 新法人設立に関し、考えられる問題点

- ①農業関係者などの声を十分に聞いていないこと
町の農地は個人農家の方、農業法人、集落営農などの方が耕作している。農業者からの陳情書とおり、新法人の水稻150ha確保は農家に大きな影響を及ぼす可能性がある。しかし、陳情書にみられるように、農業関係者への説明や意見聴取はほとんど行われていない。また、町民も答申内容を知らない状況である。

町は法律に基き、農業の「地域計画（10年後の農地管理者を明確にする地図づくり）」を令和6年度までに策定することになっている。その結果を見ながら、町農業関係者の意見を聞き、答申も参考にしながら1年程度の時間をかけ、池田町にあった振興計画を検討・策定すべきである。

- ②最終答申について町として十分検討されていないこと

新法人の設立に当たっては、事業の採算性や収益の見通しについて専門家や金融機関などと相談した企業化調査（事業可能性の検証）を行い、慎重に検討されなければならない。しかし、この件で企業化調査は行われておらず、町の農業方針も明文化されていない。法人化ありきで進むことは後に様々な問題が生ずることになりかねない。慎重に検討する必要がある。